

令和8年4月

令和7年における風俗営業等の現状と  
風俗関係事犯等の取締り状況について

警察庁生活安全局保安課

## 目次

第1	風俗営業等の現状	
1	風俗営業の許可数（営業所数）の推移	1
	(1) 接待飲食等営業	2
	(2) 遊技場営業	3
2	特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移	6
3	深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移	6
第2	性風俗関連特殊営業の現状	7
第3	風営適正化法に基づく行政処分の状況	9
第4	風俗関係事犯等の取締り状況	
1	風営適正化法違反	12
2	売春防止法違反	14
3	わいせつ事犯	16
4	ゲーム機等使用賭博事犯	17
5	公営競技関係法令違反	18
6	人身取引事犯	19
第5	その他	
その1	悪質ホストクラブに対する取締り等の状況	21
その2	オンライン上で行われる賭博事犯の取締り状況	24

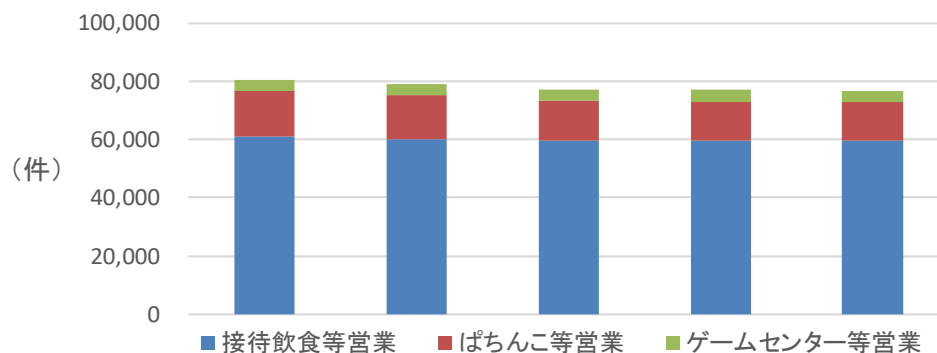
## 第1 風俗営業等の現状

### 1 風俗営業の許可数（営業所数）の推移

過去5年間の風俗営業（接待飲食等営業、遊技場営業）の許可数（営業所数）は、図1のとおり、継続して減少している。

令和7年末の許可数は7万6,790件で、前年より69件（0.1%）減少した。

図1 風俗営業の許可数の推移（単位：件）



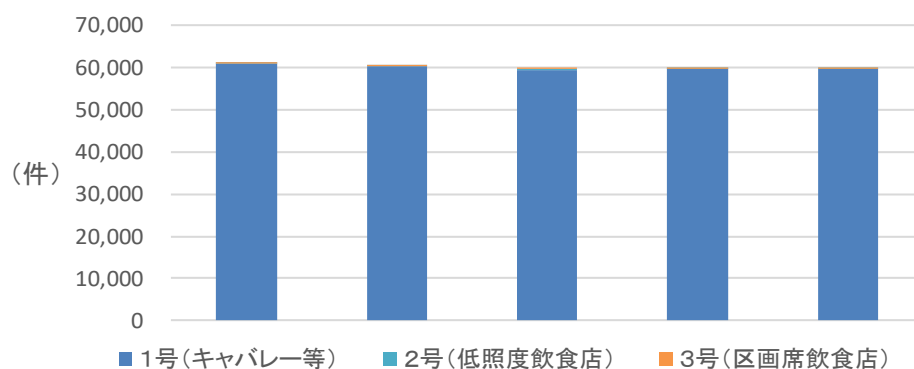
		R3	R4	R5	R6	R7
風	俗 営 業	80,565	78,934	77,311	76,859	76,790
	接 待 飲 食 等 営 業	60,834	60,235	59,490	59,542	59,695
	遊 技 場 営 業	19,731	18,699	17,821	17,317	17,095
	ぱ ち ん こ 等 営 業	15,849	14,805	13,906	13,310	12,911
	ゲ ー ム セ ン タ ー 等 営 業	3,882	3,894	3,915	4,007	4,184

(1) 接待飲食等営業

過去5年間の接待飲食等営業の許可数（営業所数）は、図2のとおり、継続して減少していたが、令和6年以降増加している。

令和7年末の許可数は5万9,695件で、前年より153件（0.3%）増加した。

図2 接待飲食等営業の許可数の推移（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
接待飲食等営業	60,834	60,235	59,490	59,542	59,695
1号(キャバレー等)	60,796	60,200	59,459	59,516	59,675
2号(低照度飲食店)	37	34	30	24	19
3号(区画席飲食店)	1	1	1	2	1

(2) 遊技場営業

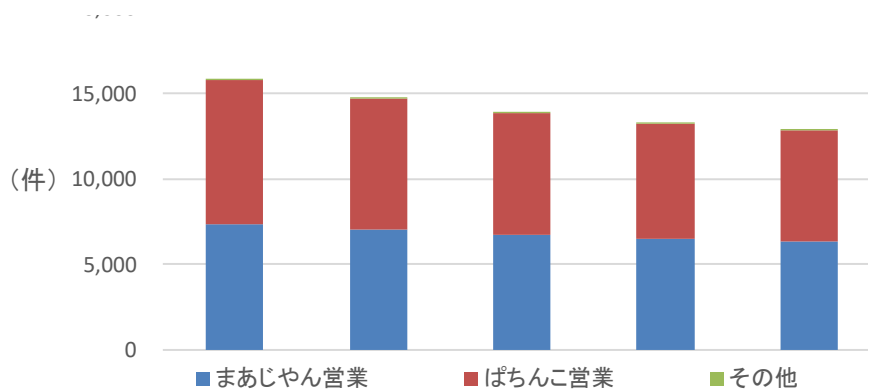
ア ぱちんこ等営業

過去5年間のぱちんこ等営業（まあじやん営業、ぱちんこ営業、その他）の許可数（営業所数）は、図3のとおり、継続して減少している。

令和7年末の許可数は1万2,911件で、前年より399件（3.0%）減少した。

また、過去5年間のぱちんこ遊技機等の備付台数は図4、備付台数別の営業所数は図5のとおりである。

図3 ぱちんこ等営業の許可数の推移（単位：件）

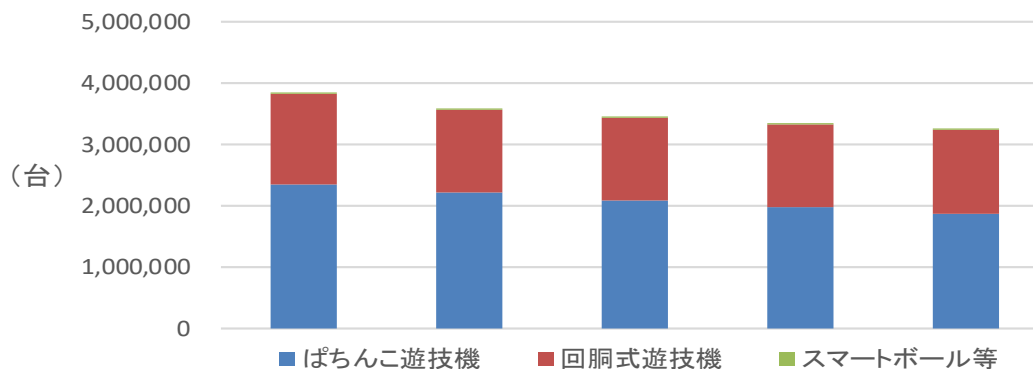


	R3	R4	R5	R6	R7
ぱちんこ等営業	15,849	14,805	13,906	13,310	12,911
まあじやん営業	7,312	7,061	6,734	6,513	6,351
ぱちんこ営業(注1)	8,458	7,665	7,083	6,706	6,464
ぱちんこ遊技機設置店	7,690	7,054	6,640	6,238	6,012
回胴式遊技機等設置店	768	611	443	468	452
その他(注2)	79	79	89	91	96

(注1) ぱちんこ遊技機とその他の遊技機（回胴式遊技機、スマートボール等をいう。以下同じ。）を併設している店舗は、ぱちんこ遊技機設置店に計上した。その他の遊技機のみを設置している店舗は、回胴式遊技機等設置店に計上した。

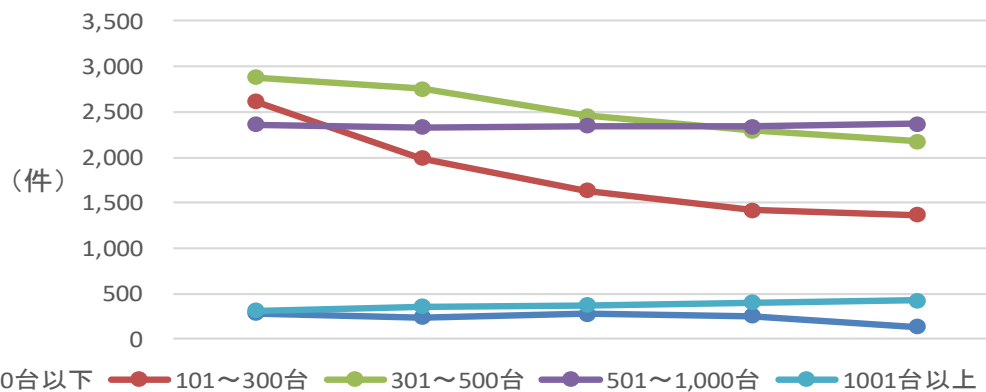
(注2) 射的、輪投げ等をいう。

図4 ぱちんこ遊技機等の備付台数の推移（単位：台）



	R3	R4	R5	R6	R7
ぱちんこ遊技機等	3,814,173	3,564,039	3,425,246	3,325,890	3,234,357
ぱちんこ遊技機	2,338,294	2,205,332	2,077,641	1,969,913	1,872,041
回胴式遊技機	1,475,703	1,358,568	1,347,466	1,355,839	1,362,177
スマートボール等	176	139	139	138	139

図5 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移（単位：件）

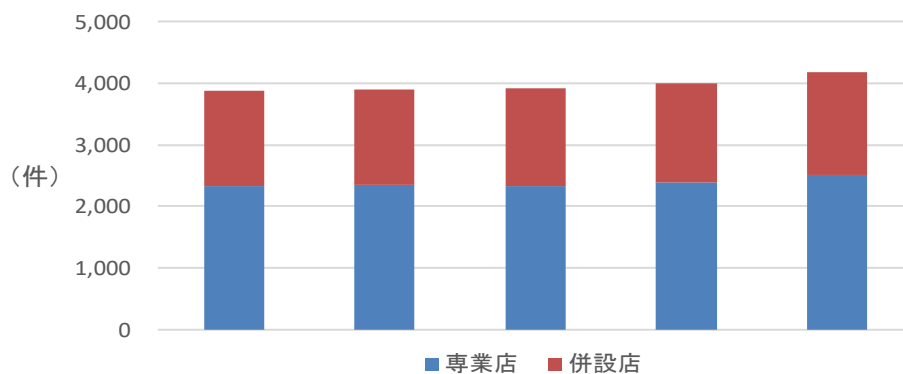


	R3	R4	R5	R6	R7
合 計	8,458	7,665	7,083	6,706	6,464
100台以下	284	238	275	256	135
101～300台	2,613	1,987	1,630	1,419	1,365
301～500台	2,881	2,755	2,457	2,294	2,173
501～1,000台	2,364	2,331	2,346	2,338	2,369
1001台以上	316	354	375	399	422

イ ゲームセンター等

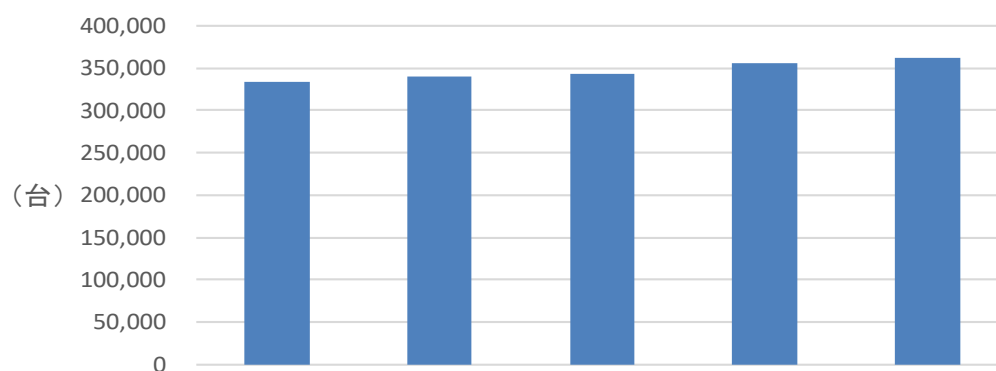
過去5年間のゲームセンター等の許可数（営業所数）は、図6のとおりである。  
また、過去5年間の遊技設備の設置台数の推移は、図7のとおりである。

図6 ゲームセンター等の許可数の推移（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
ゲームセンター等	3,882	3,894	3,915	4,007	4,184
- 専門店	2,328	2,342	2,321	2,393	2,511
- 併設店	1,554	1,552	1,594	1,614	1,673

図7 遊技設備の設置台数の推移（単位：台）

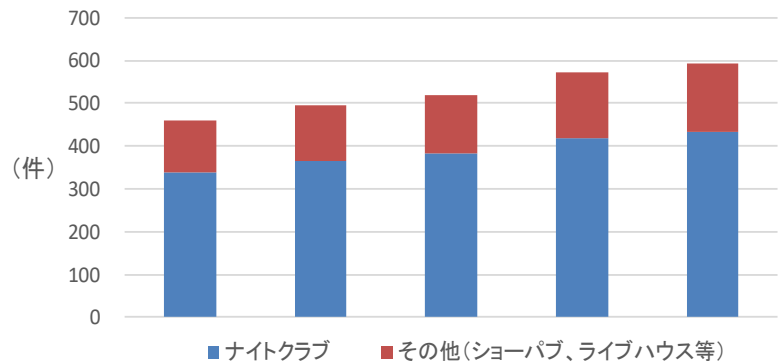


	R3	R4	R5	R6	R7
遊技設備	334,239	340,454	343,186	355,590	362,782

## 2 特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移

過去5年間の特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、図8のとおりである。令和7年末の許可数は592件で、前年より20件（3.5%）増加した。

図8 特定遊興飲食店営業の許可数（単位：件）

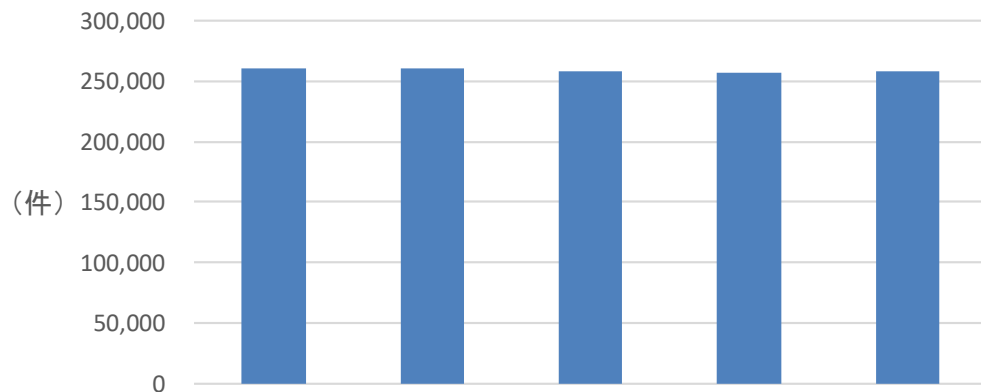


	R3	R4	R5	R6	R7
特定遊興飲食店営業	459	494	520	572	592
ナイトクラブ	339	365	382	418	433
その他(ショーパブ、ライブハウス等)	120	129	138	154	159

## 3 深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移

過去5年間の深夜酒類提供飲食店営業の届出数(営業所数)は、図9のとおりである。令和7年末の届出数は25万8,163件で、前年より1,435件（0.6%）増加した。

図9 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（単位：件）



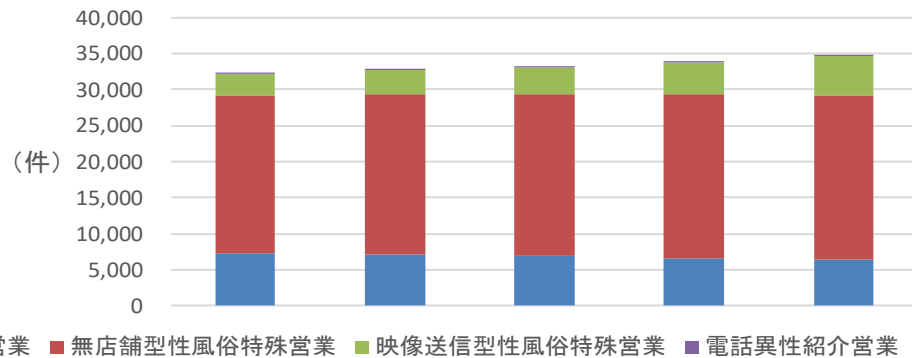
	R3	R4	R5	R6	R7
深夜酒類提供飲食店営業	261,149	260,730	257,930	256,728	258,163

## 第2 性風俗関連特殊営業の現状

過去5年間の性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業・映像送信型性風俗特殊営業・電話異性紹介営業）の届出数（営業所等数）は、図10から図13のとおりである。

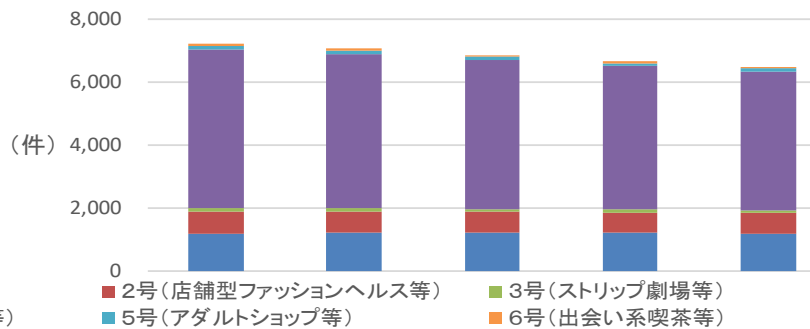
店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して減少し、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業の届出数は、継続して増加している。

図10 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（単位：件）



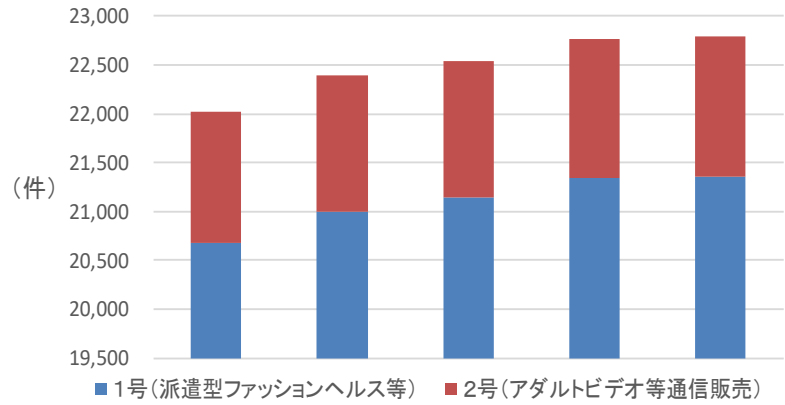
	R3	R4	R5	R6	R7
性風俗関連特殊営業	32,349	32,926	33,270	33,890	34,861
店舗型性風俗特殊営業	7,215	7,041	6,842	6,651	6,474
無店舗型性風俗特殊営業	22,021	22,389	22,535	22,761	22,792
映像送信型性風俗特殊営業	2,935	3,321	3,741	4,333	5,449
電話異性紹介営業	178	175	152	145	146

図11 店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



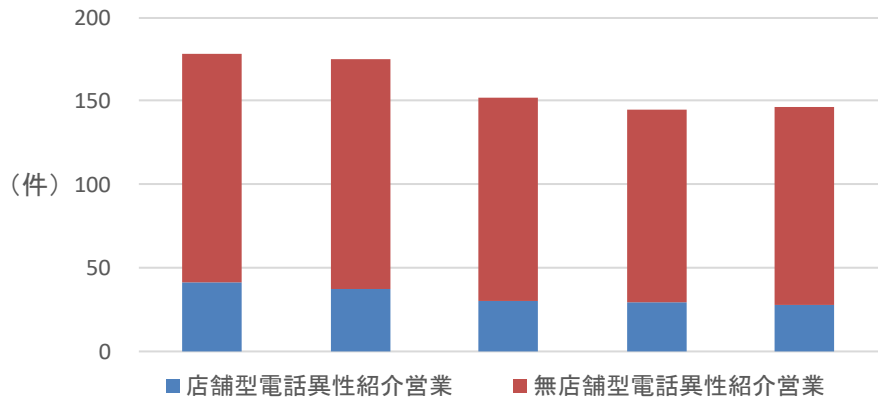
	R3	R4	R5	R6	R7
店舗型性風俗特殊営業	7,215	7,041	6,842	6,651	6,474
1号 (ソープランド等)	1,185	1,199	1,211	1,201	1,180
2号 (店舗型ファッションヘルス等)	707	681	654	646	640
3号 (ストリップ劇場等)	95	98	94	88	86
4号 (モーテル・ラブホテル等)	5,042	4,885	4,724	4,563	4,425
5号 (アダルトショップ等)	120	114	98	95	91
6号 (出会い系喫茶等)	66	64	61	58	52

図12 無店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
無店舗型性風俗特殊営業	22,021	22,389	22,535	22,761	22,792
1号 (派遣型ファッションヘルス等)	20,674	20,995	21,142	21,346	21,353
2号 (アダルトビデオ等通信販売)	1,347	1,394	1,393	1,415	1,439

図13 電話異性紹介営業の届出数の推移（単位：件）



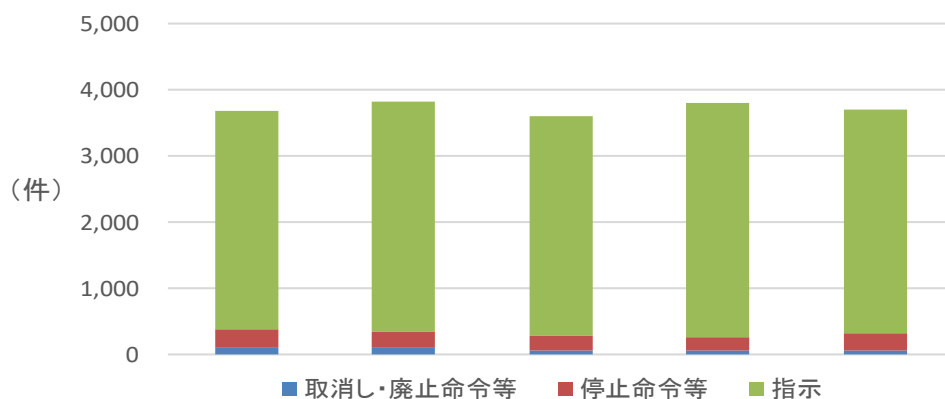
	R3	R4	R5	R6	R7
電話異性紹介営業	178	175	152	145	146
店舗型電話異性紹介営業	41	37	30	29	28
無店舗型電話異性紹介営業	137	138	122	116	118

### 第3 風営適正化法に基づく行政処分の状況

過去5年間の風営適正化法に基づく行政処分（取消し・廃止命令等、停止命令等、指示）件数及び違反態様別の件数は、図14及び表「違反態様別の行政処分件数の推移」とおりである。

また、このうち風俗営業者等に対する行政処分件数及び性風俗関連特殊営業を営む者に対する行政処分件数は、図15及び図16のとおりである。

図14 風営適正化法に基づく行政処分件数の推移（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	3,678	3,820	3,601	3,792	3,693
取 消 し ・ 廃 止 命 令 等	106	102	65	61	70
停 止 命 令 等	272	237	225	206	259
指 示	3,300	3,481	3,311	3,525	3,364

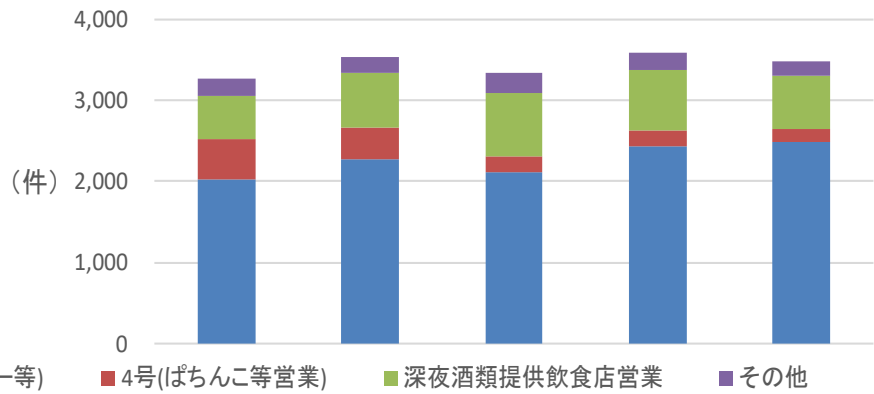
(注) 取消し・廃止命令等には、返納も含む。

(注) 停止命令等には、措置命令も含む。

表 違反態様別の行政処分件数の推移（単位：件）

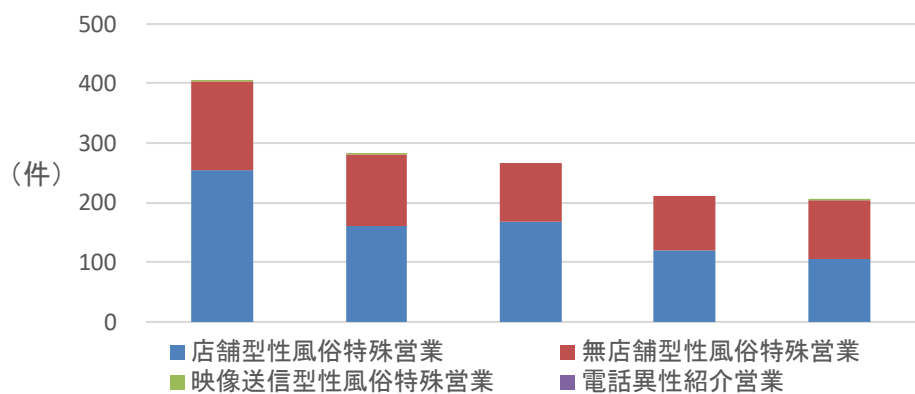
	R3	R4	R5	R6	R7
従業員名簿の備付義務違反	879	1062	987	1021	890
従業者の確認義務違反等	439	514	520	523	539
営業時間の制限違反	432	384	428	437	494
変更届出義務違反等	510	457	375	431	443
構造・設備の維持違反	310	335	229	261	273
無許可営業	121	173	236	222	212
構造・設備遊技機の無承認変更	52	52	53	78	82
年少者の立入禁止表示違反	110	93	108	106	82
条例の遵守事項違反	186	160	62	84	77
客引き	60	71	74	52	59
料金表示違反	24	33	66	109	40
開始届出義務違反等	48	39	42	26	25
照度規制違反	14	11	12	21	23
届出確認書の備付け・提示義務違反	17	8	12	13	18
8条取消し事由営業の休止等	53	51	20	26	17
20歳未満の者に酒類等の提供行為	20	13	19	18	13
年少者使用	19	9	12	12	11
遊技料金等の規制違反	2	3	0	0	1
注文等又は料金の支払等のための威迫	-	-	-	-	1
スカウトバック提供	-	-	-	-	1
その他の法令計	22	22	29	13	25
その他	360	330	317	339	367
合計	3678	3820	3601	3792	3693

図15 風俗営業者等に対する行政処分件数（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
風 俗 営 業	2,617	2,725	2,368	2,671	2,711
接 待 飲 食 等 営 業	2,019	2,266	2,107	2,440	2,480
1号(キャバレー等)	2,019	2,266	2,107	2,440	2,480
2号(低照度飲食店)	0	0	0	0	0
3号(区画席飲食店)	0	0	0	0	0
遊 技 場 営 業	598	459	261	231	231
4号(ぱちんこ等営業)	503	397	208	180	161
5号(ゲームセンター等)	95	62	53	51	70
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	7	10	34	9	10
飲 食 店 営 業	648	799	932	900	765
深夜酒類提供飲食店営業	526	682	775	753	654
そ の 他	0	3	0	0	0

図16 性風俗関連特殊営業を営む者に対する行政処分件数（単位：件）



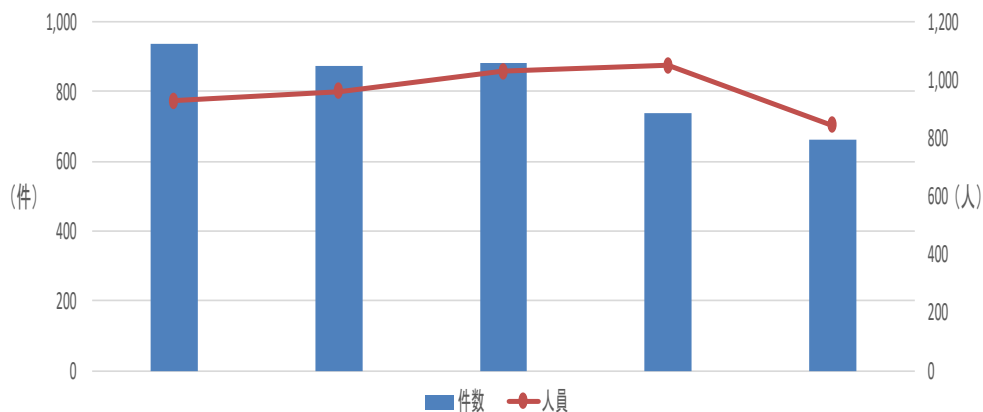
	R3	R4	R5	R6	R7
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	406	283	267	212	207
店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	255	160	168	119	105
無 店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	149	122	99	93	98
映 像 送 信 型 性 風 俗 特 殊 営 業	2	1	0	0	4
電 話 異 性 紹 介 営 業	0	0	0	0	0

## 第4 風俗関係事犯等の取締り状況

### 1 風営適正化法違反

過去5年間の風営適正化法違反の検挙件数及び検挙人員は、図17のとおりである。

図17 風営適正化法違反の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風 営 適 正 化 法 違 反	936	926	874	959	882	1,029	737	1,048	662	844
無 許 可 営 業	148	161	131	189	172	335	199	378	170	335
客 引 き ・ つ き ま と い 等	100	136	134	197	153	194	124	200	94	139
禁 止 区 域 等 営 業	167	290	192	323	149	250	147	269	118	169
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	102	29	88	16	85	20	31	5	40	13
年 少 者 使 用	91	110	56	60	59	60	72	59	55	41
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	77	2	75	5	57	2	24	2	26	4
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	57	102	44	69	49	79	46	69	44	64
広 告 宣 伝	47	0	44	0	37	0	3	0	12	1
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	16	6	11	6	25	21	15	11	20	20
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	19	16	23	31	18	19	21	21	9	12
名 義 貸 し	37	34	21	19	23	19	21	18	23	14
そ の 他	75	40	55	44	55	30	34	16	51	32

## 【主要検挙事例】

### 1 飲食店における無許可営業事件

飲食店経営者の男らは、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、店内において客に対し、女性従業員に接待をさせるとともに、酒類等を提供して飲食をさせるなど無許可で風俗営業を営んだ。

令和7年7月、同経営者らを風営適正化法違反（無許可営業）により検挙した。

【山梨県警察】

### 2 メンズエステ店を仮装した店舗における禁止地域営業事件

メンズエステ店経営者の男らは、営業所の所在地が条例で禁止された地域内であるにもかかわらず、メンズエステ店を仮装し、マンション個室において男性客に対し、女性従業員に性的サービスをさせ、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。

令和7年6月、同経営者らを風営適正化法違反（禁止地域営業）により検挙した。

【大分県警察】

### 3 飲食店における18歳未満の者に客の接待をさせる行為事件

飲食店経営者の男は、無許可で風俗営業を営み、女性従業員が18歳未満であることを知りながら同女に接待させた。

令和7年7月、同経営者を風営適正化法違反（無許可営業・18才未満の者に客に接待をさせる行為）により検挙した。

【福井県警察】

### 4 性風俗店によるスカウトバック行為事件

店舗型性風俗特殊営業店経営者の男は、同店で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする女性らの紹介を受けた対価として、集金に来た男に対し、現金を提供した。

令和7年7月、同経営者を風営適正化法違反（いわゆるスカウトバックの禁止）により検挙した。

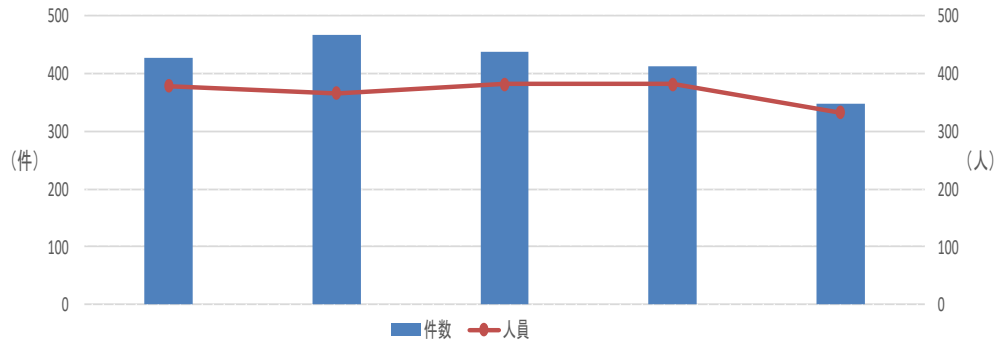
【熊本県警察】

## 2 売春防止法違反

過去5年間の売春防止法違反の検挙件数及び検挙人員は、図18のとおりである。

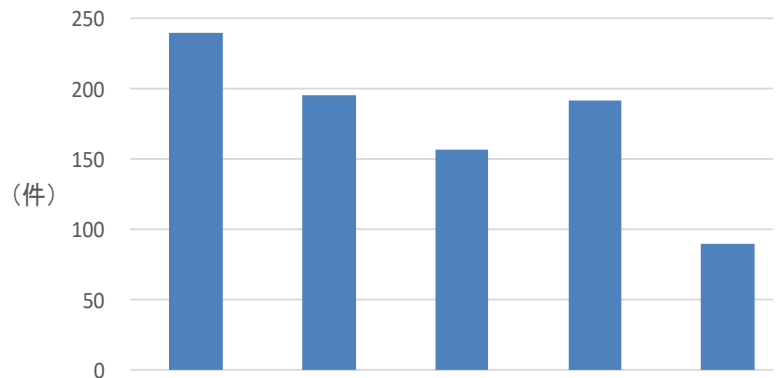
また、過去5年間のインターネットを利用した売春防止法違反の検挙件数は、図19のとおりである。

図18 売春防止法違反の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
売 春 防 止 法 違 反	426	378	467	366	437	381	413	381	347	332
勸 誘 等	269	266	239	236	277	270	237	235	200	198
周 旋 等	74	64	115	55	69	40	79	58	45	42
売 春 を さ せ る 契 約	45	11	81	21	49	3	50	14	45	8
場 所 提 供 等	28	29	28	45	28	60	34	62	45	75
売 春 を さ せ る 業	5	8	3	5	4	2	4	3	2	4
そ の 他	5	0	1	4	10	6	9	9	10	5

図19 インターネット利用売春防止法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	R3	R4	R5	R6	R7
インターネット利用売春防止法違反	240	196	157	192	90
勸 誘 等	207	168	120	116	65

## 【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>違法性風俗店グループらによる売春の場所提供等事件</b>
----------	---------------------------------

違法性風俗店グループ関係者らは、女性従業員らが不特定の男性客を相手に売春することを知りながら、それぞれが関係する性風俗店の個室を提供するなどした。

令和7年3月までに、同男らを売春防止法違反（場所提供業）等により検挙した。

【茨城県警察】

<b>2</b>	<b>スカウトグループらによる職業安定法違反等事件</b>
----------	-------------------------------

スカウトグループ首魁の男らは、SNSで勧誘した女性を全国の性風俗店に紹介するなどし、女性の紹介を受けた性風俗店の経営者らは、女性らが不特定の男性客を相手に売春することを知りながら、同店の個室を提供するなどした。

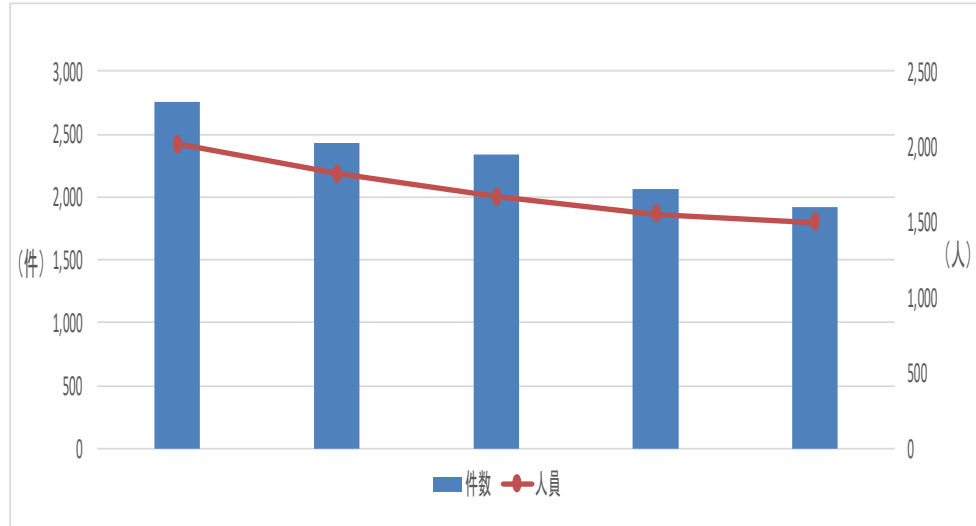
令和7年6月までに、スカウトグループ首魁の男らを職業安定法違反（有害業務職業紹介）等により、性風俗店の経営者らを売春防止法違反（場所提供業）等により検挙した。

【警視庁】

### 3 わいせつ事犯

過去5年間のわいせつ事犯（公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の検挙件数及び検挙人員は、図20のとおりである。

図20 わいせつ事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
わいせつ事犯	2,763	2,015	2,436	1,823	2,343	1,670	2,066	1,553	1,921	1,501
公然わいせつ(刑法第174条)	1,846	1,452	1,587	1,319	1,703	1,325	1,694	1,337	1,687	1,363
わいせつ物頒布等(刑法第175条)	917	563	849	504	640	345	372	216	234	138

#### 【主要検挙事例】

#### インターネットオークションを利用したわいせつ図画頒布事件

会社員の男らは、インターネットオークションを介して注文を受けた不特定の者に対し、わいせつな図画であるポスターを販売した。

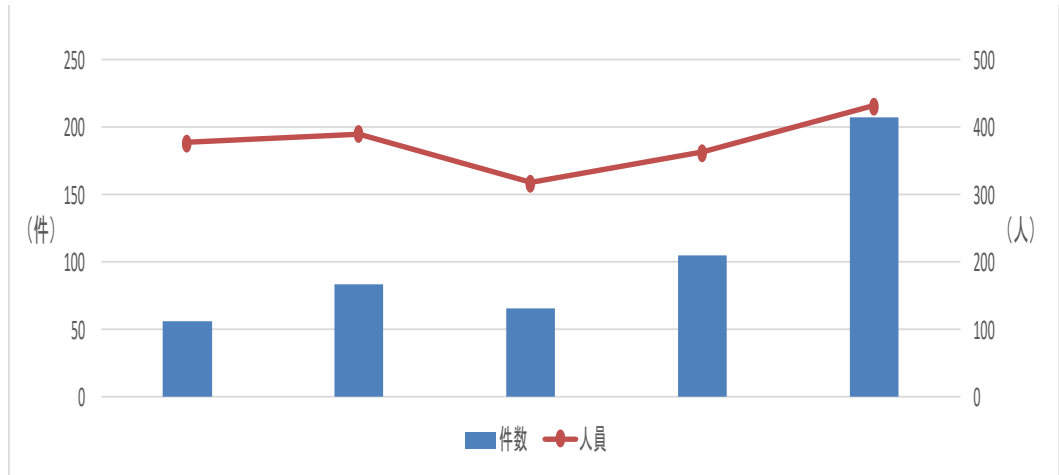
令和7年4月、同男らをわいせつ図画頒布罪により検挙した。

【警視庁】

#### 4 ゲーム機等使用賭博事犯

過去5年間のゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数及び検挙人員は、図21のとおりである。

図21 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）

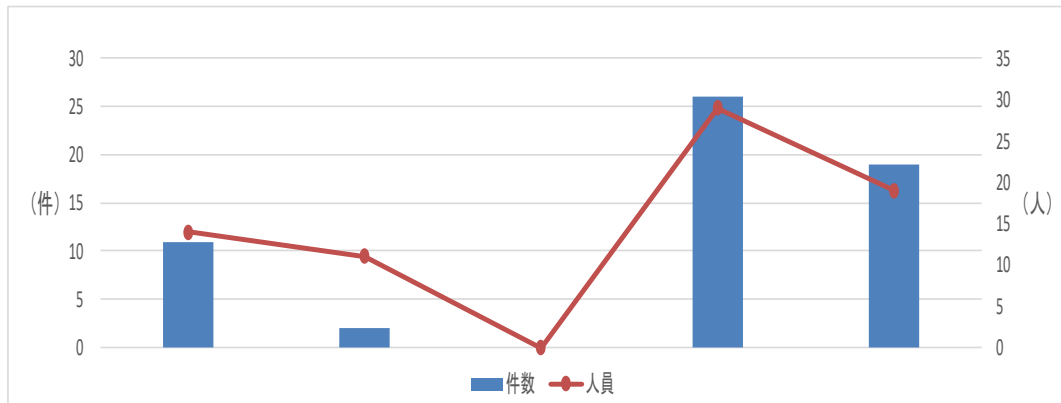


	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
ゲーム機等使用賭博事犯	56	378	84	391	66	318	105	363	207	432
単 純 賭 博	8	170	33	218	33	123	68	195	148	244
常 習 賭 博	39	151	33	91	22	88	33	122	50	149
賭博場開張等図利	9	57	18	82	11	107	4	46	8	39
組織的常習賭博	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
組織的賭博場開張等図利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 5 公営競技関係法令違反

過去5年間の公営競技関係法令（競馬法・自転車競技法・小型自動車競走法・モーターボート競走法）違反の検挙件数及び検挙人員は、図22のとおりである。

図22 公営競技関係法令違反の検挙件数の推移（単位：件）



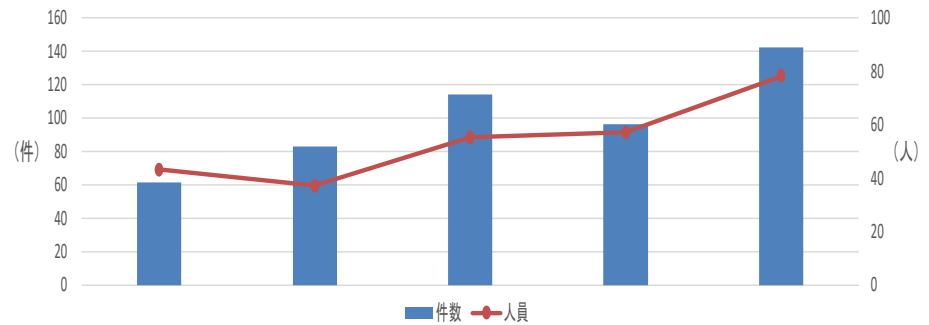
	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
公営競技関係法令違反	11	14	2	11	0	0	26	29	19	19
うちノミ行為	0	0	1	10	0	0	16	20	1	0
競馬法	2	5	2	11	0	0	1	1	3	2
うちノミ行為	0	0	1	10	0	0	0	0	1	0
自転車競技法	8	8	0	0	0	0	0	0	1	1
うちノミ行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	1	1	0	0	0	0	25	28	15	16
うちノミ行為	0	0	0	0	0	0	16	20	0	0

## 6 人身取引事犯

過去5年間の人身取引事犯（注）の検挙件数及び検挙人員は、図23のとおりである。

また、過去5年間の人身取引事犯の被害者の国籍は、図24のとおり、8割以上が日本人であり、日本人被害者の年齢は、図25のとおり、7割程度が18歳未満である。

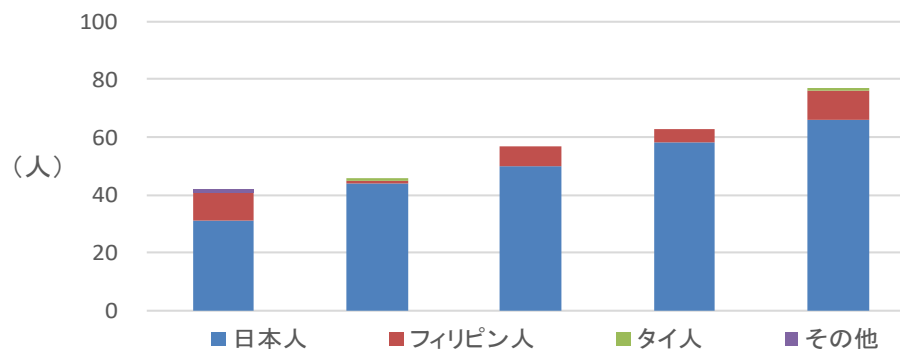
図23 人身取引事犯の検挙件数及び人員の推移（単位：件）



	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
人身取引事犯	61	43	83	37	114	55	96	57	142	78

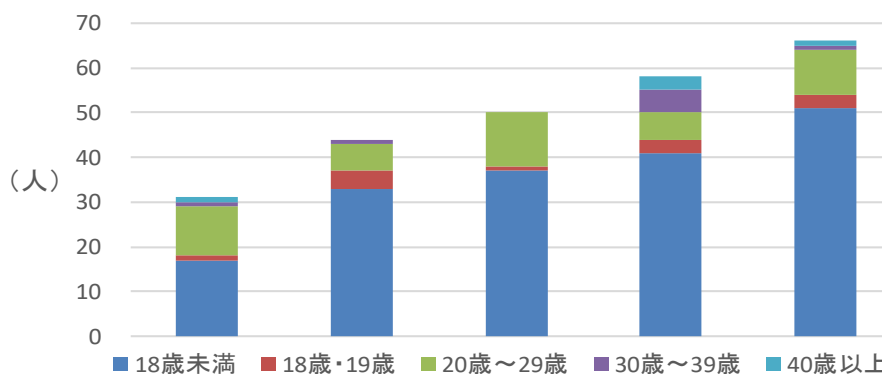
（注）「人身取引事犯」とは、罪名を問わず、性的搾取、強制労働、臓器摘出等の搾取の目的で、暴力、脅迫、誘拐、金銭の授受等の手段を用いて、人を獲得し、引き渡し又は収受するなどの事犯である。

図24 人身取引事犯の被害者数（国籍別）の推移（単位：人）



	R3	R4	R5	R6	R7
人身取引被害者	42	46	57	63	77
日本人	31	44	50	58	66
フィリピン人	10	1	7	5	10
タイ人	0	1	0	0	1
その他	1	0	0	0	0

図25 人身取引事犯の被害者数（日本人）の年齢別の推移（単位：人）



	R3	R4	R5	R6	R7
人身取引被害者（日本人）	31	44	50	58	66
18歳未満	17	33	37	41	51
18歳・19歳	1	4	1	3	3
20歳～29歳	11	6	12	6	10
30歳～39歳	1	1	0	5	1
40歳以上	1	0	0	3	1

【主要検挙事例】

**1 フィリピン人女性らをホステスとして稼働させた不法就労助長等事件**

飲食店経営者の男らは、「興行」の在留資格で在留し、資格外活動の許可を受けていないフィリピン人女性らのパスポートを取り上げるなどした上、同店のホステスとして稼働させた。

令和7年3月までに、同経営者の男らを入管法違反（不法就労助長）等により検挙した。

【千葉県警察】

**2 タイ人児童をマッサージ嬢として稼働させた児童福祉法違反等事件**

個室マッサージ店経営者の男は、タイ王国の国籍を有する児童（当時12歳）をマッサージ嬢として稼働させた。

令和7年12月までに、同経営者を児童福祉法違反（淫行させる行為）等により検挙した。

【警視庁】

## 第5 その他

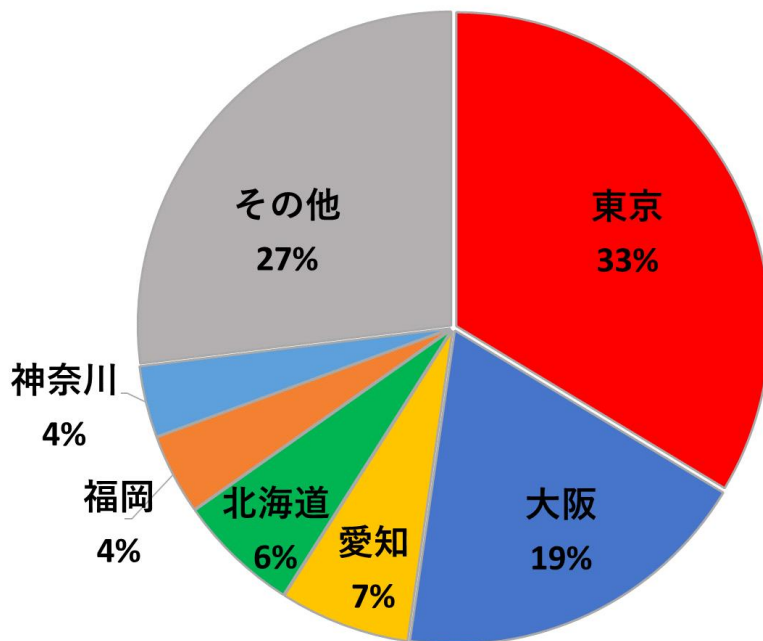
### その1 悪質ホストクラブに対する取締り等の状況

#### 1 ホストクラブの営業状況

令和7年12月末時点におけるいわゆるホストクラブに当たるとみられる1号営業の営業所は、全国で約1,100店舗存在する。

図26のとおり、約33%が東京、約19%が大阪に所在している。

図26 ホストクラブの営業状況（所在地）

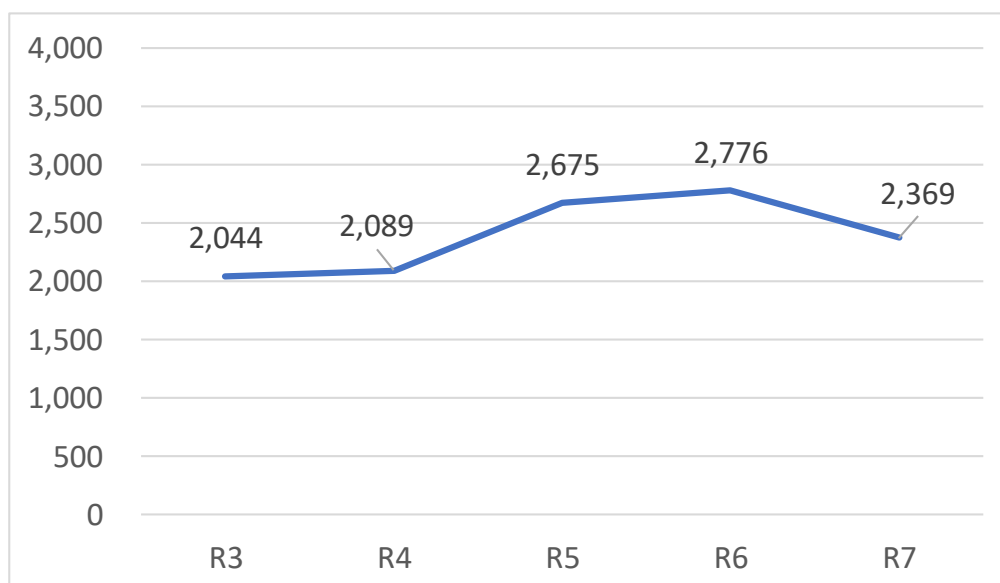


#### 2 警察への相談状況

警察に対する相談は図27のとおり減少している。

図27 全国警察におけるホストクラブ関係の相談受理件数

(件)



### 3 取締り状況

令和7年中における悪質ホストクラブに係る検挙は、71事件（前年比－10事件）、143人（前年比－64人）である。

なお、図28のとおり検挙人員143人のうち、ホストが54人、その他ホストクラブ関係者（店長等自らは接待を行っているわけではないもののホストクラブに従事する者）が33人である。

図28 悪質ホストクラブに係る検挙人員の推移（単位：人）

	R5	R6	R7
ホスト	34	88	54
その他ホストクラブ関係者	28	73	33
性風俗店関係者	13	23	4
客引き	7	12	34
スカウト	4	11	18
合計	86	207	143

※ ホストが女性客に売春をさせるなどホストクラブの利用料金を背景として女性客に関して行われた事案や、無許可営業、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせた等悪質な営業が行われた事案を計上。

※ ホストクラブ関係者のほか、女性客が職業紹介された性風俗店の関係者等事案に密接に関与していた者も計上。

#### 【主要検挙事例】

- ホストクラブ経営者の男は、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、店内において客に対し、男性従業員に接待をさせるとともに、酒類等を提供して飲食をさせるなど無許可で風俗営業を営んだ。令和7年7月、同経営者を風営適正化法違反（無許可営業）により検挙した。

【茨城県警察】

- ホストクラブ経営者の男は、飲食料金の支払をさせる目的で、利用客を威迫して困惑させた。令和7年7月、同経営者を風営適正化法違反（客に注文や料金の支払等をさせる目的での威迫）により検挙した。

【愛知県警察】

- ホストクラブ従業員の男は、利用客を誘惑して、飲食料金の支払等のために売春をすることにより金銭を得ることを要求した。令和7年11月、同従業員を風営適正化法違反（威迫や誘惑による料金の支払等のための売春等の要求）により検挙した。

【福岡県警察】

#### 4 立入り状況

令和7年中における風営適正化法に基づくホストクラブへの立入り状況は延べ1,083店舗であり、行政処分は251件である。

行政処分251件のうち、風俗営業許可の取消しが5件、風営適正化法又は県迷惑防止条例に基づく営業停止命令が8件、指示処分が238件である。

#### 5 改正風営適正化法の適用状況を含む行政処分状況

- ・ ホストクラブの従業者は、通行中の女性に対し、「ホストに興味ある。今なら安い。」等と申し向けて誘い客引きをしたもので、風営適正化法違反で検挙した。同従業者による客引き行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、令和7年6月、ホストクラブの営業者に対し、90日間の営業停止を命じた。

【神奈川県公安委員会】

- ・ 店舗型性風俗特殊営業の営業者は、スカウトから同店で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする女性の紹介を受け、同紹介の対価として現金を提供したもので、同営業者を風営適正化法違反で検挙した。令和7年10月、同店の営業者に対し、123日間の営業停止を命じた。

【熊本県公安委員会】

- ・ ホストクラブの営業者は、飲食するなどした客にその料金を支払わせる目的で客を威迫して困惑させたもので、同営業者を風営適正化法違反で検挙した。同営業者による行為がホストクラブの営業に関して行われていたことから、令和7年11月、ホストクラブの営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行った。

【愛知県公安委員会】

## その2 オンライン上で行われる賭博事犯の取締り状況

令和7年中におけるオンライン上で行われる賭博事犯の検挙は165事件（前年比+103事件）、317人（前年比+38人）（うち無店舗型158事件、221人）と図29のとおり大幅に増加している。

そのうち無店舗型における運営等・賭客別の検挙については、図30のとおり運営等が8事件、25人、賭客が150事件、196人である。

図29 オンライン上で行われる賭博事犯の検挙状況

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	前年 同期比
		オンライン上で行われる賭博事犯	事件数	16	10	13	62
人員	127		59	107	279	317	+ 38
うち無店舗型	事件数	0	1	5	55	158	+ 103
	人員	0	1	32	227	221	- 6

図30 無店舗型における運営等・賭客別

無店舗型	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7					
	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客	運営等	賭客				
事件数	0	0	0	1	1	4	5	9	46	55	8	150	158	
人員	0	0	0	1	1	7	25	32	85	142	227	25	196	221

※ 運営等とは、決済代行業者やアフィリエイトなどの運営に関与する者を含む。

## 【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>オンラインカジノのアフィリエイトらによる常習賭博事件</b>
----------	-----------------------------------

被疑者らは、海外のオンラインカジノ運営者と共謀の上、動画配信サイト等を利用してオンラインカジノを宣伝し、視聴者を相手方として賭博をした。

令和7年1月、被疑者ら4人を常習賭博罪で検挙した。

【岡山県警察】

<b>2</b>	<b>オンラインカジノの決済代行業者による組織的犯罪処罰法違反事件</b>
----------	---------------------------------------

被疑者らは、海外のオンラインカジノ運営者と共謀の上、被疑者らが管理する他人名義の預金口座に、オンラインカジノにかかる常習賭博により得た犯罪収益を、賭客らに振込入金させた。

令和7年2月、被疑者ら2人を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

【大阪府警察】

<b>3</b>	<b>オンラインカジノの紹介サイト等の運営者らによる常習賭博幫助事件</b>
----------	--

被疑者らは、海外のオンラインカジノを紹介するウェブサイト等を運営し、閲覧者を賭博に勧誘して、オンラインカジノサイトの賭博を幫助した。

令和7年8月、被疑者ら2人を常習賭博幫助で検挙した。

【岐阜県警察】